

駒ヶ根市介護職員初任者研修 学則

令和7年1月31日

1. 事業所の名称、所在地及び連絡先

- (1) 名称 駒ヶ根市
- (2) 所在地 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
- (3) 連絡先 0265-83-2111 (代表)

2. 研修の目的、研修の名称及び研修の方法（通学制又は通信制）

- (1) 目的 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。
- (2) 名称 駒ヶ根市介護職員初任者研修
- (3) 方法 通信制

3. 研修日程

別添の日程表のとおり

4. 研修カリキュラム

「長野県介護員養成研修指定基準」の「介護職員初任者研修関係」の研修カリキュラムに基づき実施する。

5. 研修会場（会場名、所在地等）

- (1) 会場名 ふれあいセンター
- (2) 所在地 長野県駒ヶ根市梨の木2-25（駒ヶ根市社会福祉協議会）

6. 受講資格、受講手続き等（募集時期、申込方法、本人確認の方法等）

(1) 受験資格

16歳以上の心身ともに健康である者かつ、次のいずれかに該当する者

ア 駒ヶ根市内に住所を有し、かつ介護分野への就労意欲のある者

イ 駒ヶ根市内の事業所で介護等の業務に従事する無資格の就業者

受講定員は、各クラス19名とする。

(2) 募集時期 3月下旬～4月上旬

(3) 申込方法 受講申込手続きは次のとおりとする。

ア 当市に電話で申し込む（申し込み時に必要事項を伝える）。または、当市指定のウェブサイト上で必要事項を入力し、申し込む。但し、定員に達した場合は

受付終了とする。

イ 当市は申込内容を確認後、受講確認の書類を受講者宛に送付する。これをもって受講申込手続き完了とする。

ウ 募集期間は指定を受けた日から開始する。

エ 受講者は、受講日初日（開講式）において、受講料を現金で当市の担当者に支払う。教材は、開講式にて受講者に引き渡す。

(4) 本人確認の方法 当市は、受講をしようとする者に対し、研修初日に、次に掲げるいずれかの方法によって本人確認を行うこととする。また、本人確認を行った場合はその記録を残すものとする。

ア 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出

イ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードの提示

ウ 在留カード等の提示

エ 運転免許証の提示

オ パスポートの提示

7. 研修費用（受講料、テキスト代等）

(1) 受講料 14,000円（税別）

(2) テキスト代 6,000円（税別）

8. 使用テキスト名

株式会社日本医療企画

「介護職員初任者研修課程テキスト1 介護・福祉サービスの理解」

「介護職員初任者研修課程テキスト2 コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解」

「介護職員初任者研修課程テキスト3 こころとからだのしくみと生活支援技術」

9. 実習施設等実習先

別に定める「実習実施計画書」のとおり。

10. 各科目の講師氏名一覧

別に定める「講師一覧表」のとおり。

11. 修了評価の取扱い

「長野県介護員養成研修指定基準」の「修了評価の取扱い」のとおり。

12. 科目免除の取扱いとその手続き方法

「長野県介護員養成研修指定基準」の「科目免除の取扱い」のとおり。

13. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取扱い

(1) 補講の実施方法

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、補講等を行うことができる。その取扱いは、「長野県介護員養成研修指定基準」の補講等の取扱いに基づき実施する。

(2) 補講に係る費用

無料

(3) 翌年度又は翌々年度に補講を受講する場合の取扱い

テキストが改訂された場合又はテキストの再購入を希望する場合は、「7. 研修費用」の「(2) テキスト代」の支払いを要する。

(4) 既に他の研修実施事業者が実施した介護職員初任者研修で一部の科目を受講し、当研修の補講を受講をする場合の取扱い

「7. 研修費用」の「(1) 受講料」及び「(2) テキスト代」の支払いを要する。

14. その他、研修受講に係る重要事項

(1) 著作権について、本講座で使用する教材、質問回答、回答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。

ア 著作物の複製・転用・転載・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。

イ 方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

(2) 個人情報について

ア 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

イ 当市は、事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講の取り消しについて

次の各号のいずれかに該当する者は、当市の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。また、受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

ア 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

イ 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者

ウ 他の受講者の学習を著しく妨げる者

エ 自力で演習内容を行うことができない者

オ その他、当市が不相当とみなした者

(4) この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認め

られる場合は、当市が別に定める。